

○印西市自主防災組織助成要綱

平成6年4月1日告示第42号

改正

平成8年3月29日告示第22号

平成9年3月28日告示第21号

平成22年3月23日告示第97号

印西市自主防災組織助成要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自主防災組織設置助成（第3条—第9条）

第3章 自主防災組織活動助成（第10条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この要綱は、自主防災組織の設置及びその活動に対し、防災用資機材の譲与及び助成金を支給することにより、地域住民の地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この要綱において「自主防災組織」とは、自主的な地域の防災活動を行うために町内会等を単位として組織した団体であつて、市長に印西市自主防災組織結成届（別記第1号様式）を次に掲げる書類を添えて提出し、市長が認めたものをいう。

- （1） 自主防災組織規約
- （2） 自主防災組織防災計画
- （3） 年間事業実施計画書
- （4） その他市長が必要と認めるもの

第2章 自主防災組織設置助成

（設置助成）

**第3条** 市長は、予算で定める範囲内において、自主防災組織が取得する消火器、担架、救急薬品、ヘルメット、ロープ、誘導旗、腕章等の防災用資機材に係る経費を助成するものとする。

（設置助成の申請）

**第4条** 前条の規定により設置助成を受けようとする自主防災組織（以下「設置助成申請団体」という。）は、印西市自主防災組織設置助成申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（設置助成の決定及び通知）

**第5条** 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、印西市自主防災組織設置助成決定通知書（別記第3号様式）により設置助成申請団体に通知するものとする。

(報告書の提出)

**第6条** 設置助成申請団体は、前条の規定により設置助成の決定の通知を受けたときは、速やかに印西市自主防災組織資機材受領書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

**第7条** 設置助成申請団体は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに印西市自主防災組織変更届出書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の名称の変更
- (2) 自主防災組織の代表者氏名及び住所並びに事務所所在地の変更
- (3) 譲与した物品の紛失又は損傷

(譲与物品の返還)

**第8条** 市長は、設置助成を受けた自主防災組織が、次の各号のいずれかに該当する場合は、譲与物品の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 譲与物品を助成の目的に反して使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

(譲渡の禁止)

**第9条** 譲与物品は、他に譲渡してはならない。

### 第3章 自主防災組織活動助成

(活動助成)

**第10条** 市長は、自主防災組織が行う防火防災訓練等の事業(以下「助成事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内において印西市補助金等交付規則(昭和53年規則第6号。以下「補助金交付規則」という。)及びこの章の規定により当該自主防災組織に対し、助成金を交付するものとする。

(助成額)

**第11条** 助成金の額は、次に掲げる合算額を限度とし、一組織に対し年1回助成するものとする。

- (1) 基礎額 1万円
- (2) 参加割額 助成事業参加人数に100円を乗じた額。ただし、自主防災組織加入世帯数に100円を乗じた額を上限とする。

(交付の申請)

**第12条** 第10条の規定により助成金の交付を受けようとする自主防災組織(以下「活動助成申請団体」という。)は、印西市自主防災組織活動助成金交付申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 4月1日現在の加入世帯名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定通知)

**第13条** 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査

し適当と認めたときは、印西市自主防災組織活動助成金交付決定通知書（別記第7号様式）により活動助成申請団体に通知するものとする。

（助成事業内容の変更等）

**第14条** 前条の規定による交付の決定通知を受けた自主防災組織（以下「被助成団体」という。）は、助成事業の内容を変更又は中止したときは、速やかに印西市自主防災組織活動助成変更届出書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

**第15条** 被助成団体は、助成事業が完了したときは、事業の完了の日から1月以内又は交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに、印西市自主防災組織活動助成実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）参加者数が確認できる書類

（2）写真

（3）その他市長が必要と認めるもの

（額の確定通知）

**第16条** 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、内容の審査を行い交付すべき助成金の額を確定し、印西市自主防災組織活動助成金確定通知書（別記第10号様式）により被助成団体に通知するものとする。

（交付の請求）

**第17条** 被助成団体は、助成金の交付の請求をしようとするときは、印西市自主防災組織活動助成金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の方法）

**第18条** 市長は、前条の請求を受けたときは、被助成団体が指定した金融機関の口座に助成金を振り込むことにより行うものとする。

#### 第4章 雑則

（その他）

**第19条** この要綱に定めるもののほか、自主防災組織活動の助成に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日告示第22号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日告示第21号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日告示第97号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

#### 別記

第1号様式（第2条）

- 第 2 号様式 (第 4 条)
- 第 3 号様式 (第 5 条)
- 第 4 号様式 (第 6 条)
- 第 5 号様式 (第 7 条)
- 第 6 号様式 (第 12 条)
- 第 7 号様式 (第 13 条)
- 第 8 号様式 (第 14 条)
- 第 9 号様式 (第 15 条)
- 第 10 号様式 (第 16 条)
- 第 11 号様式 (第 17 条)